平成26年度予算見積調書

課室名: こども安全課 担当名: 総務・児童相談担当

内線: 3345

(単位:千円)

番号		事業名			項	目	説明事業
B221	児童相談所費	児童相談所費			児童福 祉費	児童福祉総務 費	児童相談所費
事業	昭和23年度~	昭和23年度~ 根拠 児童福祉法					
事業期間	法令児童虐待の防止等に関する法律			5	野施策	010102 児童/	虐待防止対策の充実

1 事業の概要

県内6児童相談所の運営及び児童相談所で運用する システムの保守管理を行う。

(1)中央児童相談所費	21,529千円
(2)南児童相談所費	15,430千円
(3)川越児童相談所費	19,196千円
(4)所沢児童相談所費	17,022千円
(5)熊谷児童相談所費	14,325千円
(6)越谷児童相談所費	25,397千円

(7)児童相談所業務支援システム管理運営費

4,952千円

2 事業主体及び負担区分

(県10/10)

国庫補助対象分(国1/2・県1/2)

3 地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)

(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費

(細節)児童相談所費

(積算内容)児童虐待防止関連経費

4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

(本庁) 9,500千円× 1.2人= 11,400千円 (地域機関)9,500千円×216.0人=2,052,000千円 5 事業説明

(1) 事業内容

児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対処し、児童の健全育成を図る。

(2) 事業計画

都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。(児童福祉法第12条)

児童相談所は、以下の業務を行う。

- ・児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な調査、医学的・心理学的判定及び それに基づく指導を行う。必要により、児童の一時保護を行う。(児童福祉法第11条)
- ・児童福祉施設への入所措置や里親委託等を行う。(児童福祉法第27条)
- ・障害児施設給付費の支給決定等を行う。(児童福祉法第24条の3)

(3)事業効果

児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対処し、児童の健全育成が図っている。

平成22年度 決算: 90,979千円 相談件数:13,155件 虐待相談件数:2,809件 平成23年度 決算:112,954千円 相談件数:14,221件 虐待相談件数:3,507件 平成24年度 決算: 99,311千円 相談件数:13,976件 虐待相談件数:3,702件

- (4)前年からの変更点
 - ・研修及び会議開催地の変更のため、旅費の積算を見直した。

予算額		財 源 内 訳							,, <u>-</u> , -
		国庫支出金	使用料 及び手数料	財産収入	諸収入			一般財源	前年との 対比
決定額	117,851	840	57	131	359			116,464	1,891
前年額	115,960	840	47	37	359			114,677	